

事務連絡
平成26年7月2日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害について（注意喚起）

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成25年10月29日及び平成26年5月21日付けで連絡しておりますが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より、別添1のとおり、関係業界あてに再度通知されましたので、ご参考までに送付します。

引き続き、ペットフードに起因すると考えられる犬及び猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師におかれては、平成24年3月23日付け事務連絡（別添3）に基づき、情報提供をお願いいたします。

なお、別添2のとおり一般社団法人全国ペット協会にも連絡している旨申し添えます。

担当：澤栗

電話：03-3581-3351(内線)6656

写

26消安第1776号
平成26年6月24日一般社団法人ペットフード協会会長
一般社団法人日本ペット用品工業会会長
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長 } 殿農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害に関しては、米国食品医薬品局が調査を継続中ですが、その原因はいまだ特定されていません。

本件に対する対応については、昨年10月及び本年5月にも注意喚起をお願いしたところですが、貴会におかれましては、中国産ジャーキー等を輸入する際には、下記について十分注意されるようお願いいたします。

あわせて、中国産ペットフードの安全性に関する情報、特に中国産ジャーキーの安全性に関する情報を入手した場合は、当課へ速やかに情報提供願います。

記

- 1 貴会の会員が中国において生産する製品及び中国から輸入する製品に関し、十分に安全管理された原料が使われていることを確認すること。
- 2 貴会の会員が中国から輸入する製品が、ペットフード安全法の基準・規格に合致していることを確認するとともに、当該製品が製造される工場で製造される他の製品に起因すると考えられる健康被害が起きていないことを併せて確認すること。
- 3 輸入した製品による健康被害を確認した場合は、当課へ速やかに連絡すること。

写

事務連絡
平成26年7月2日

一般社団法人 全国ペット協会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害について。(注意喚起)

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成25年10月29日及び平成26年5月21日付けで連絡しておりますが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より、別添のとおり、関係業界あてに再度、通知されましたので、ご参考までに送付します。

なお、当該事案に関連すると思われるペットフードに起因する犬及び猫の健康被害の情報を飼い主等から得た場合は、当該地域を管轄する地方環境事務所等に情報をご提供くださいますようご協力をお願いいたします。

担当：澤栗

電話：03-3581-3351(内線)6656

写

事務連絡
平成24年3月23日

(社)日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）の適切な運用に当たっては日頃よりご協力いただきありがとうございます。

我が国のペットフードの安全をより確保していくためには、同法が適切に運用されることが必要であり、今般、飼育者の実質的相談窓口となることが想定される動物病院からの安全性に関する情報の収集を目的とし、ペットフードに起因すると考えられる愛がん動物に対する健康被害が発生した場合の通報窓口を環境省に設置しました。

つきましては、貴会におかれましては、下記の事項について、会員等へ周知していただくとともに、本通報体制の適切な運用に当たり、御協力、御尽力をお願いいたします。

記

1. ペットフードに起因すると考えられる犬および猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師におかれては、別紙様式に記入の上、電子メール（アドレス：PETFOOD-SAFETY@env.go.jp）もしくはファクシミリ（番号：03-3508-9278）により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供していただきたいこと。
2. 通報に当たっては、獣医師としての十分な知識に基づき症例の検討を行い、当該健康被害事例がペットフードに起因する可能性が高いと考えられる情報のみを提供していただきたいこと。
3. 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室においては、いただいた情報を直ちに農林水産省と共有し、情報の分析を行い、必要な対応をとることによって被害の拡大防止に努めること。
4. ペットフードの品質や栄養成分に係る問題については、動物愛護管理室に情報提供する必要はないこと。
5. いただいた情報に関して動物愛護管理室から問い合わせることがあること。

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-3581-3351(代表)内線6406・6427

ペットフード安全管理情報(獣医師)

氏名:

連絡先:

獣医師情報※			
動物病院名		連絡先(tel・fax)	
獣医師氏名		メールアドレス	
飼い主の情報※			
飼い主氏名		連絡先(tel・fax)	
来院又は往診の有 無	有・無(電話相談のみ)	来院又は往診日	
犬猫の情報※			
種類・品種	(品種: 犬・猫)	年齢	才
体重		性別	雄・雌・去勢・避妊
原因として疑われるペットフードに関する情報			
商品名※		製造者名※	
ロット番号		当該ペットフード給与量	g
通常のペットフードが異なる場合はその商品名等		通常のペットフード給与量	g
給与日時		症状が出た日時※	
既往症※			
医薬品の投与歴※			
診察時の所見及び 転帰※			
実施した検査・処置※	血液学的検査	*可能であれば検査結果を添付してください	
	生化学的検査	*可能であれば検査結果を添付してください	
	処置		
	その他	*可能であれば検査結果を添付してください	
ペットフードに起因すると判断した理由※			
飼い主への指導事項			
本事例の製造業者等への報告※	行った	報告先名: 連絡日:	行っていない

※がついている項目については、必ず記載してください。